姫路市観光産業育成事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）が、姫路市観光産業育成事業補助金（以下「本補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条 本補助金は、観光施設、観光事業者等が行う「地域の観光課題の解決に資する事業並びに観光資源の魅力向上及び受入環境の充実に寄与する事業」を支援することにより、姫路市の観光産業の活性化に繋げることを目的とする。

（定義）

第３条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1)「観光事業者」とは、姫路市内で旅行者向けの事業を営む（予定を含む。）宿泊事業者、飲食事業者、小売事業者、旅行事業者等及び旅行者向けにサービス・商品を販売・提供する事業者をいう。

(2)「宿泊事業者」とは、姫路市内において旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第３条第１項の許可を受けて、同法第２条第２項又は第３項の営業を行っている民間事業者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第６項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するものは除く。

(3)「観光施設」とは、旅行者が食事、買物、散策、見物、鑑賞、体験、休憩等を行う中で利用する施設又は目に触れる民間の施設をいう。

(4)「飲食事業者」とは、姫路市内において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）で定める飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて、営業を行っている事業者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する「風俗営業」、同条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第 11 項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第 13 項に規定する「接客業務受託営業」を行っている店舗及びこれに類するものは除く。

(5)「小売事業者」とは、姫路市内に販売所を設け、主に土産物を販売している販売事業者をいう。

(6)「旅行事業者」とは、姫路市内に主たる営業所を置き、旅行業法（昭和２７年法律第２39 号）第３条及び第 23 条の規定に基づく登録を受けて、旅行業を営む事業者をいう。

(7)「交通事業者」とは、旅客自動車運送事業、鉄軌道事業、海上運送事業（旅客船事業）及びバスターミナル事業の許認可等を受けている事業者をいう。

(8)「共同事業体・団体」とは、観光事業者５者以上により構成される法人又は社団であって、構成員の過半数が姫路市に事業拠点を有する事業体又は団体をいう。

（補助対象事業）

第４条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表１の第１欄に掲げる事業とする。

（補助対象者）

第５条 本補助金の対象となる者は、別表１の第１欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の第２欄に掲げる観光事業者及び共同事業体・団体で、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 事業者単体の場合は、市内に事業拠点を有すること。共同事業体・団体の場合は構成員の過半数が市内に事業拠点を有すること。

(2) 姫路市税等に滞納がないこと

(3) 姫路市暴力団排除条例（平成２４年姫路市条例第４９号）第２条第２号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する関係機関等が経営又は運営に実質的に関与していないこと。

（補助対象経費）

第６条 補助金の交付対象となる経費は、別表２の第１欄に定める経費のうちから、国、県等の補助金の収入額を控除した額とし、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であること。

(2) 交付決定後に発生し、完了実績報告時に支払が完了した経費であること。

(3) 書類等により支払金額が確認できる経費であること。

（補助金の算定等）

第７条 本補助金は、別表１の第１欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ別表２の第１欄に掲げる補助対象経費の総額に同表の第２欄に掲げる補助率を乗じた額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表の第２欄に掲げる額を限度とする。

（補助金交付申請）

第８条 本補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、姫路市観光産業育成事業　補助金交付申請書（様式第１）、姫路市観光産業育成事業　交付申請補助金額（様式第2)、姫路市観光産業育成事業　補助対象経費積算表（様式第3)、補助対象事業概要及び事業実施体制（様式第4)、暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式5）及び別表３に掲げる関係書類を、その定める期日までにビューロー理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

２ 理事長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、第１項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができるものとする。

（補助金交付の決定）

第９条 理事長は、前条第１項の申請を受けたときは、観光産業育成事業選定委員会での審査結果を踏まえて交付又は不交付を決定する。

２ 理事長は、交付又は不交付の決定に基づき、交付すべきと認めたものについて、姫路市観光産業育成事業　補助金交付決定通知書（様式第6）により申請者に通知するものとする。

３ 理事長は、交付の決定に当たり、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

４ 理事長は、第１項の審査結果を踏まえて、交付しないと決定したときは、その旨を姫路市観光産業育成事業　補助金不採択通知書（様式第7）により申請者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第10条 本補助金の交付決定を受けた事業者（以下、「補助事業者」という。）は、前条第２項の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、姫路市観光産業育成事業　補助金辞退届（様式第8）を理事長に提出しなければならない。また、交付決定前に申請を取り下げる場合も、姫路市観光産業育成事業　補助金辞退届（様式第8）提出するものとする。

（重複受給の禁止）

第 11 条 補助事業者は、同一事業について複数の補助金を受給することはできない。ただし、国又は都道府県等の実施する他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについてはこの限りでない。

（補助事業の内容変更等）

第 12 条 補助事業者が、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、姫路市観光産業育成事業　計画変更承認申請書（様式第 9/9-1）を理事長に提出しなければならない。なお、軽微な変更の場合はこの限りでない。

2　補助事業者は、補助事業を中止（廃止）しようとするときは、姫路市観光産業育成事業　中止（廃止）承認申請書（様式第 10）を理事長に提出しなければならない。

3　理事長は、前 2 項の申請を受けたときは、姫路市観光産業育成事業　計画変更（中止）承認書（様式第 11）により通知するものとする。この場合において、必要に応じて条件を付し、又は変更内容を修正できるものとする。

（遅延等の報告）

第 13 条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに姫路市観光産業育成事業　遅延（事故）報告書（様式第 12）を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

（遂行命令）

第 14 条 理事長は、補助事業者が提出する報告、報告に基づく調査等により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従い遂行されていないと認める場合は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行するよう命じることができる。

2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し当該補助事業の一時停止を命じることができるものとする。

（完了実績報告）

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助対象期間が終了したときのいずれか早い方の日付から 15 日以内に姫路市観光産業育成事業　完了実績報告書（様式第 13）及び経費関係書類、その他の必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定による姫路市観光産業育成事業　完了実績報告書の提出後、ビューローから内容についての確認又は修正指示があった場合は、速やかに修正等を終え、実績報告を完了しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 16 条 理事長は、前条第 1 項の規定による完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果、内容等を適正と認めたときは、交付すべき補助金予定額の範囲内で補助金の額を確定し、当該補助事業者に姫路市観光産業育成事業　補助金確定通知書（様式第 14）により通知するものとする。

2 前項の規定による審査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認める場合は、当該補助事業者にこれらに適合させるための処置をとるべきことを命じることができるものとする。

3 前条の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な処置をしたときに準用する。

4 第 1 項の規定による交付すべき補助金の確定額は、補助金交付決定通知書（様式第 14）の補助金予定

額と前条第1項の規定による完了実績報告書（様式第13）に記載の補助対象経費に別表2の第2欄に定める補助率を乗じて得た額とのいずれか低い額とする。なお、いずれも千円未満の端数を切り捨てた額とする。

5 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象期間内であっても補助事業を打ち切ることができるものとする。

(1) 補助金交付決定後、補助事業者が第5条に規定する要件を満たさなくなった場合

(2) 理事長が、補助事業者が事業を遂行する見込みがないと判断した場合

（補助金の請求・支払）

第17条 補助事業者は、前条により補助金確定通知書（様式第14）を受けたときは、姫路市観光産業育成事業　補助金請求書（様式第15）（以下「請求書」という。）を速やかに理事長に提出するものとする。

2 理事長は前項の請求書がなされたときは、その内容を審査し、適正であることを確認の上、補助事業者に支出するものとする。

（決定の取消し）

第18条 理事長は、補助事業者、本補助金により整備した機械設備等（以下、「補助対象設備等」という。）の購入先の事業者その他補助対象事業の関係者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取消し、及び不正の内容、補助事業者名、関係者名等を公表することができるものとする。

(1) 交付決定、変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき。

(2) 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。

(4) 補助対象設備等を無断で処分（目的外使用、売却、譲渡、交換、貸与、担保に供すること及び廃棄）、又は移設したとき。

(5) 交付決定後、補助事業者が、第5条第1項の各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。

(6) 姫路市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等であると判明したとき。

(8) 第4条別表に定める補助対象事業者その他補助要件に該当しない事実が判明したとき。

(9) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、補助金交付決定に基づく命令等に違反したとき。

(10) その他、法令違反が判明したなど、ビューローが補助事業として不適切と判断したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 理事長は、交付決定の後において、天災事変等の事情により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

4 前項の規定による交付決定の取消しにより、特別に必要となった事務又は事業に対しては、次の各号に掲げる経費に係る補助金等を交付することができるものとする。

(1) 補助事業に係る残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うために締結した契約の解除によって必要になった賠償金の支払に要する経費

5 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他の交付については、第2項の規

程による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

6　第1項又は第3項の規定により交付決定を取消した場合又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更した場合は、姫路市観光産業育成事業　補助金交付決定取消通知書（様式第 16）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 19 条 理事長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

（補助事業の経理）

第 20 条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けて、経理関係書類及び他の関係証拠書類を整理し、補助事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間（以下「処分制限期間」という。）保存しなければならない。

（財産の管理及び処分）

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 50 万円（税抜）以上の財産（設備、試作品等その他成果物）について、その管理状況を明らかにするものとし、処分制限期間を経過する日まで保存しなければならない。また、補助事業が完了した後も補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適切な会計処理を行わなければならない。

3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 50 万円（税抜）以上の財産（設備、試作品等その他成果物）について、処分制限期間中に処分（目的外使用、売却、譲渡、交換、貸与、担保に供すること及び廃棄をいう。以下「処分」という。）しようとするときは、あらかじめ姫路市観光産業育成事業　補助金財産処分承認申請書（様式第 17）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 理事長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産の処分により収入があったときは、補助金に相当する額を限度として、収入の全部又は一部をビューローに納付させることができる。

5 補助事業者は、処分制限期間中に補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 50 万円（税抜）以上の財産（設備、試作品等その他成果物）の移設を行う場合は、あらかじめ姫路市観光産業育成事業補助金財産移設承認申請書（様式第18）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

6 補助事業者は、第3項に規定する財産処分後、すみやかに姫路市観光産業育成事業　補助金財産処分結果報告書（様式第19）を理事長に提出しなければならない。

（補助事業の成果の事業化）

第22条 補助事業者は、補助対象事業の成果の事業化に努めなければならない。

（調査等）

第 23 条 理事長は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、経費の収支及び補助金に係わる帳簿書類、並びに取得財産その他の物件について、立入り調査をし、又は報告を求めることができる。

（補助事業者の公表と成果の発表）

第24条 理事長は、補助事業者の名称、所在地、事業名称等を公表することができるものとする。

2 理事長は、必要があると認めるときは、補助対象事業の成果を公表し、又は補助事業者に発表させることができるものとする。

（義務の承継）

第 25 条 補助事業者が補助対象事業及びその成果に基づく事業の運営を、新たに設立する会社等に承継させる場合において、交付の決定に定める義務等は承継後の会社等に適用があるものとし、補助事業者はそのために必要な手続きを行わなければならない。

（姫路市との情報共有）

第 26 条 理事長は、補助金の審査、交付等を円滑に実施するにあたり、必要に応じて、姫路市と情報を共有することができるものとする。

（その他）

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は理事長が定めるものとする。

附 則

この要綱は令和 5 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 4 月 16 日から施行する。

別表 1（第 4 条、第 5 条、第 7 条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象者
(1) 観光産業活性化重点支援事業 ア）面的連携による市内周遊促進事業 イ）魅力的な体験コンテンツ・現地ツアーの造成事業 ウ）魅力ある観光土産品の開発支援事業 エ）満足度を向上させる受入環境整備事業 オ）持続可能な観光地域づくりに資する事業	共同事業体 団体
(2) 快適観光施設改修事業 ア）高齢者・障害者等が快適に施設を利用できるバリアフリー化等 イ）観光客受入のため外部からの誘客促進、満足度の向上によるリピーター創出、施設機能を高める改修・整備等	観光事業者 共同事業体 団体
(3) 観光客誘客・広報宣伝事業 ア）受入体制整備・おもてなし向上に資する事業 イ）外国人観光客受入環境整備に資する事業 ウ）観光商品開発・販路開拓に資する事業 エ）観光客誘客イベントの実施 オ）海外の旅行博、展示会、商談会等でのプロモーション	

別表２（第６条、第７条関係）

１　事業別の補助対象経費	２ 補助率/補助上限
⑴ 観光産業活性化重点支援事業　補助対象経費	
地域が課題と考える点を解決する方法として立案した事業について、各種実証事業やプロモーション等に係る経費を対象とする。最終的には、自立し継続性のある事業推進を期待するもので、効果検証ができ、その成果を活用できる事業に係る経費を対象とする。 下記の①～③の条件を全て満たすものを対象とする。 ① 使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 ② 補助金交付決定以降の契約・発注により発生した経費 ③ 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費	10/10 1,000 万円
⑵ 快適観光施設改修事業	
建築物及び建築物に附属する工作物を中心とした改修とする。また、建築物に附属しない「塀・フェンス・生垣・サイン看板・駐車場・庭園・散策路・建築物からの通路等の改修も対象とする。 下記の①～③の条件を全て満たすものを対象とする。 ① 使用目的が補助事業の遂行に必要な ものと明確に特定できる経費 ② 補助金交付決定以降の契約・発注により発生した経費 ③ 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費	1/2 100 万円
⑶　観光客誘客・広報宣伝事業	
下記の①～③の条件を全て満たすものを対象とする。 ① 使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 ② 補助金交付決定以降の契約・発注により発生した経費 ③　証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費	1/2 50 万円

別表 3（第 8 条関係）

関係書類
・事業の概要資料（企画書）　※任意の様式 ※施設改修の場合は、改修内容が分かるレイアウト図 ・事業証明書 ア）法人の場合：登記事項証明書等 イ）個人事業主の場合：納税証明書等、行政機関が発行した事業に関する許認可証等（個人事業の開業届出書等） ウ）任意団体の場合：代表者、団体の目的、組織、運営、事業内容、事務局の組織及び所在地を明らかにする規約、規則等 ・経費の見積書（2 社以上）　※任意の様式 ・業者選定理由書（※2 社以上の見積書がない場合提出が必要）　※任意の様式 ・旅館業営業許可書の写し / 飲食店の営業許可証　※事業形態に応じて提出 ・施設所有者と運営委託契約を証明できる書類（賃貸者契約書等） ※申請者である施設所有者と運営者が同一の場合を除く

様式第1（第8条関係）

令和　年　月　日

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー　御中

補助対象事業者
住　　所
補助対象施設名称
代　表　者

姫路市観光産業育成事業　補助金交付申請書

姫路市観光産業育成事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

1．　補助事業の完了予定日
　　交付決定日　　～

2．　交付を受けようとする補助金の額　　円　　※1

3．　補助対象経費　　円　　※2

4．　消費税の適用について該当する区分を選択して下さい。
　　に該当します。
　　＊消費税の区分によって、補助対象経費の算定方法が異なります。

5．　補助事業に関して生ずる収益金に関する事項に該当するものがあるか選択してください。
　　該当するものが

□　本申請は、姫路市からの補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある事業と同一内容でないことを宣誓します。

＜特記事項＞
※1）補助金額は、1,000円未満の端数を切り捨てとなります。

※2）原則として、消費税及び地方消費税相当額等仕入れ控除税額を除いた金額を記入してください。　ただし、免税事業者及び簡易課税事業者は「消費税及び地方消費税額等仕入れ控除税額」を含めることが可能です。

様式第2（第8条関係）

姫路市観光産業育成事業　交付申請補助金額

補助対象事業者

1．補助対象事業別（今回申請するものに全てチェックください）

□ 観光産業活性化重点支援事業（複数選択可）
- □ ア）面的連携による市内周遊促進事業
- □ イ）魅力的な体験コンテンツ・現地ツアーの造成事業
- □ ウ）魅力ある観光土産品の開発支援事業
- □ エ）満足度を向上させる受入環境整備事業
- □ オ）持続可能な観光地域づくりに資する事業

□ 快適観光施設改修事業（いずれか1つ）
- □ ア）高齢者・障害者等が快適に施設を利用できるバリアフリー化等
- □ イ）観光客受入のため外部からの誘客促進、満足度の向上による リピーター創出、施設機能を高める改修・整備等

□ 観光客誘客・広報宣伝事業（複数選択可）
- □ ア）受入体制整備・おもてなし向上に資する事業
- □ イ）外国人観光客受入環境整備に資する事業
- □ ウ）観光商品開発・販路開拓に資する事業
- □ エ）観光客誘客イベントの実施
- □ オ）海外の旅行博、展示会、商談会等でのプロモーション

2．今回補助金を申請する本事業に必要な資金の額及びその調達方法　（単位　円）

	補助対象事業種別	区分	総事業費	補助金	自己資金
(1)	観光産業活性化重点支援事業	ア）□			
		イ）□			
		ウ）□			
		エ）□			
		オ）□			
(2)	快適観光施設改修事業	ア）□			
		イ）□			
(3)	観光客誘客 広報宣伝事業	ア）□			
		イ）□			
		ウ）□			
		エ）□			
		オ）□			
合計			0	0	0

※補助金額は、1,000円未満の端数を切り捨てとなります。
※原則として、消費税及び地方消費税相当額等仕入れ控除税額を減額して記入してください。 ただし、免税事業者及び簡易課税事業者は「消費税及び地方消費税額等仕入れ控除税額」を含めることが可能です。
※２社以上の見積書（同等の仕様のもの）を比較した上で、安価な方の見積書を基準として必要経費を記入してください。

様式第3（第8条関係）　［(1)観光産業活性化重点支援事業］

	事業区分　（複数選択可）	
□	ア）　面的連携による市内周遊促進事業	
□	イ）　魅力的な体験コンテンツ・現地ツアーの造成事業	
□	ウ）　魅力ある観光土産品の開発支援事業	
□	エ）　満足度を向上させる受入環境整備事業	
□	オ）　持続可能な地域づくりに資する事業	

姫路市観光産業育成事業　(1) 観光産業活性化重点支援事業
補助対象経費　積算表

	補助対象経費区分		委託外注先	積算明細			金額（円）	内容（具体的に記載）
	事業区分	詳細費目		単価（円）	数量	単位		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
合計額								

様式第3（第8条関係）　［(2) 快適観光施設改修事業］

	事業区分	事業名称
□	ア）　高齢者・障害者等が快適に施設を利用できるバリアフリー化等	
□	イ）　観光客受入のため外部からの裨益効果、満足度の向上によるリピーター創出、施設機能を高める改修・整備等	

姫路市観光産業育成事業　(2)快適観光施設改修事業
補助対象経費　積算表

	補助対象経費区分 詳細費目	委託外注先	積算明細			金額（円）	内容（具体的に記載）
			単価（円）	数量	単位		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
合計額							

様式第3（第8条関係）　［（3）観光客誘客・広報宣伝事業］

	事業区分	事業名称
□	ア）受入体制整備・おもてなし向上に資する事業	
□	イ）外国人観光客受入環境整備に資する事業	
□	ウ）観光商品開発・販路開拓に資する事業	
□	エ）観光客誘客イベントの実施	
□	オ）海外の旅行博、展示会、商談会等でのプロモーション	

姫路市観光産業育成事業　（3）観光客誘客・広報宣伝事業
補助対象経費　積算表

	補助対象経費区分		委託外注先	積算明細			金額（円）	内容（具体的に記載）
	事業区分	詳細費目		単価（円）	数量	単位		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
合計額								

様式第4（第8条関係）　補助対象事業概要及び事業実施体制（1）観光産業活性化重点支援事業

申請代表者名	
事業区分 （複数選択可）	□ ア）面的連携による市内周遊促進事業　□ イ）魅力的な体験コンテンツ・現地ツアーの造成事業 □ ウ）魅力ある観光土産品の開発支援事業　□ エ）満足度を向上させる受入環境整備事業 □ オ）持続可能な地域づくりに資する事業

補助事業の実施概要			
事業名称			
補助金申請額		事業期間	
事業実施内容 ※3ヵ年計画及び4年目以降の計画（案）も記載 ※4年目以降は自走した事業計画（案）を記載			
事業を行う目的（実施背景・課題を記載すること）		期待される効果（KPI含む）と事業実施による効果検証方法	

様式第4（第8条関係）　補助対象事業概要及び事業実施体制（1）観光産業活性化重点支援事業

事業実施体制　※業務の実施体制が分かるよう、体制図等を記入してください。

	業務担当責任者	担当者①	担当者②	担当者③
予定者氏名				
所属（事業者名・部署）／役職				
担当する業務内容				

※必要に応じて枠を増やしてくださ

様式第4　補助対象事業概要及び事業実施体制（2）快適観光施設改修事業

申請代表者名	
事業区分 （いずれかを選択）	□　ア）高齢者・障害者等が快適に施設を利用できるバリアフリー化等 □　イ）観光客受入のため外部からの裨益効果、満足度の向上によるリピーター創出、施設機能を高める改修・整備等

補助事業の実施概要			
事業名称		事業実施場所（住所）	
事業目的			
補助金申請額		事業期間	
事業実施内容（改修等の工事範囲、内容などを具体的記載）			
現在の状況（写真などを掲載）		事業実施後の想定イメージ	

様式第4　補助対象事業概要及び事業実施体制（2）快適観光施設改修事業

事業実施体制　※業務の実施体制が分かるよう、体制図等を記入してください。

	業務担当責任者	担当者①	担当者②	担当者③
予定者氏名				
所属（事業者名・部署）/役職				
担当する業務内容				

※必要に応じて枠を増やしてください。

様式第4　補助対象事業概要及び事業実施体制（3）観光客誘客・広報宣伝事業

申請代表者名	
事業区分 （複数選択可）	□ ア）受入体制整備・おもてなし向上に資する事業　□ イ）外国人観光客受入環境整備に資する事業 □ ウ）観光商品開発・販路開拓に資する事業　□ エ）観光客誘客イベントの実施 □ オ）海外の旅行博、展示会、商談会等でのプロモーション

補助事業の実施概要			
事業名称		事業実施場所（住所）	
事業目的			
補助金申請額		事業期間	
事業実施内容			
事業を行う目的 （実施背景・課題を記載すること）		期待される効果（KPI含む）と事業実施による効果検証方法	

様式第4　補助対象事業概要及び事業実施体制（3）観光客誘客・広報宣伝事業

事業実施体制　※業務の実施体制が分かるよう、体制図等を記入してください。

	業務担当責任者	担当者①	担当者②	担当者③
予定者氏名				
所属（事業者名・部署）／役職				
担当する業務内容				

※必要に応じて枠を増やしてください。

様式第５（第８条関係）

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人又は共同事業体）は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１ 補助金交付の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２ 補助金交付の相手方として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

令和　　年　　月　　日

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

補助対象事業者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第６（第９条関係）

令和　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
理事長　齋木　俊治郎

姫路市観光産業育成事業　補助金交付決定通知書

令和　年　月　　日付で申請のあった姫路市観光産業育成事業については、交付要綱の規定に基づき審査を行った結果、補助金について下記のとおり交付することを決定したので通知いたします。

記

１．補助事業の名称
姫路市観光産業育成事業

２．補助事業の経費及び補助金の額

補助対象事業種別	区分	補助事業の経費	補助金の額

３．補助事業については、当該補助事業に係る交付決定後の事業計画に即して実施するものとする。

４．補助事業は、姫路市観光産業育成事業補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

５．本補助金の最終的な金額は「完了実績報告書」に基づく確定する。

６．交付決定後に検査等で補助対象外経費が含まれていたことが確認された場合は、交付決定通知額から減額する場合がある。

様式第７（第９条関係）

令和　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
理事長　齋木　俊治郎

姫路市観光産業育成事業　補助金不採択通知書

令和　年　月　　日付で申請のあった姫路市観光産業育成事業については、交付要綱の規定に基づき審査を行った結果、補助金について不採択となったことを通知する。

様式第８（第10条関係）

年　　月　　日

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
理　事　長　　殿

補助事業者
住　　所
代 表 者

姫路市観光産業育成事業　補助金辞退届

年　　月　　日付をもって交付決定の通知があった補助事業について、下記の理由により辞退いたします。

記

１．補助対象事業等

補助対象事業種別	区分	補助事業の経費	補助金の額

２．辞退理由（具体的にご記入ください。）

様式第9（第12条関係）

年　　月　　日

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
理　事　長　　殿

補助事業者
住　　所
補助対象施設名称
代　表　者

姫路市観光産業育成事業　計画変更承認申請書

年　　月　　日付をもって交付決定の通知があった補助事業を下記のとおり変更したいので、事業計画変更承認申請書を提出します。

該当項目（○）	変更申請区分		申請内容	変更申請区分に該当する項目を入力していくださいい（選択）
	1	登録事項の変更	・変更事項	□法人格　□代表者名　□住所変更　□その他
			・変更前	
			・変更後	
			・変更発生日	
	2	補助事業の計画変更	・変更事項	□補助事業内容の変更　□経費の変更　□その他
			・変更内容	
			・補助金申請額の変更有無	□有　□無
			・変更前の補助対象経費	
			・変更前の補助金申請額	
			・変更後の補助対象経費	
			・変更後の補助金申請額	

様式第9-1 （第12条関係） [(1)観光産業活性化重点支援事業]

事業区分を選択ください。（複数選択可）

□	ア） 面的連携による市内周遊促進事業
□	イ） 魅力的な体験コンテンツ・現地ツアーの造成事業
□	ウ） 魅力ある観光土産品の開発支援事業
□	エ） 満足度を向上させる受入環境整備事業
□	オ） 持続可能な地域づくりに資する事業

姫路市観光産業育成事業 （1）観光産業活性化重点支援事業
計画変更費目 積算表

	交付決定時								計画変更後					
	補助対象経費区分		委託外注先	積算明細			金額（円）	内容（具体的に記載）	積算明細			金額（円）	差額（円）	内容（具体的に記載）
	事業区分	詳細費目		単価（円）	数量	単位			単価（円）	数量	単位			
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
合計額														

様式第9-1　（第12条関係）［(2) 快適観光施設改修事業］

事業区分を選択ください。（いずれかを選択）

□	ア）　高齢者・障害者等が快適に施設を利用できるバリアフリー化等
□	イ）　観光客受入のため外部からの裨益効果、満足度の向上によるリピーター創出、施設機能を高める改修・整備等

姫路市観光産業育成事業　(2) 快適観光施設改修事業
計画変更費目　積算表

	交付決定時							計画変更後					
	補助対象経費区分 詳細費目	委託外注先	積算明細			金額（円）	内容（具体的に記載）	積算明細			金額（円）	差額（円）	内容（具体的に記載）
			単価（円）	数量	単位			単価（円）	数量	単位			
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
合計額													

様式第9-1　（第12条関係）　［（3）観光客誘客・広報宣伝事業］

事業区分を選択ください。（複数選択可）

□	ア）受入体制整備・おもてなし向上に資する事業
□	イ）外国人観光客受入環境整備に資する事業
□	ウ）観光商品開発・販路開拓に資する事業
□	エ）観光客誘客イベントの実施
□	オ）海外の旅行博、展示会、商談会等でのプロモーション

姫路市観光産業育成事業　（3）観光客誘客・広報宣伝事業
計画変更費目　積算表

	交付決定時								計画変更後					
	補助対象経費区分		委託外注先	積算明細			金額（円）	内容（具体的に記載）	積算明細			金額（円）	差額（円）	内容（具体的に記載）
	事業区分	詳細費目		単価（円）	数量	単位			単価（円）	数量	単位			
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
合計額														

様式第10（第12条関係）

年　　月　　日

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
理　事　長　　殿

補助事業者
住　　所
補助対象施設名称
代　表　者

姫路市観光産業育成事業 中止（廃止）承認申請書

年　　月　　日付をもって交付決定の通知があった補助事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、申請します。

記

1．補助対象事業等

補助対象事業種別	区分	補助事業の経費	補助金の額

2．中止（廃止）の理由（具体的にご記入ください。）

様式第11（第12条関係）

令和　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
理事長　齋木　俊治郎

姫路市観光産業育成事業　計画変更・中止（廃止）承認書

令和　年　月　　日付で申請のあった姫路市観光産業育成事　計画変更・事業中止（廃止）承認申請書については、交付要綱の規定に基づき審査を行った結果、承認することを決定したので通知いたします。

様式第12（第13条関係）

年　　月　　日

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
理　事　長　　殿

補助事業者
住　　所
代　表　者

姫路市観光産業育成事業　事業遅延（事故）報告書

年　　月　　日付をもって交付決定の通知があった補助事業の遅延（事故）について、下記のとおり報告します。

記

1．補助対象事業等

補助対象事業種別	区分	補助事業の経費	補助金の額

2　現状及び今後の遂行計画

様式第13（第15条関係）

年　　月　　日

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
理　事　長　　殿

補助事業者
住　　所
代表者名

姫路市観光産業育成事業 完了実績報告書

年　　月　　日付をもって交付決定の通知があった補助事業が完了したので、下記のとおり報告いたします。

記

1　補助対象事業種別
（事業区分）　（　　）

2　事業名称

3　事業完了日　　年　　月　　日

4　補助事業実施内容及び成果　……　（付表１）

5　補助対象資産表　……　（付表２）

6　支払経費明細表　……　（付表３）

7　提出書類

・下記書類の写し　※下記は一例です。詳しくは手引きをご確認ください。

見積書、契約書（注文書／注文請書）、納品書、請求書 領収書、振込控、通帳（振込先が分かるもの）、工事写真、 購入製品のカタログ・保証書・シリアル№確認資料　　等

（担当者）
所属：
住所：　〒

電話番号：
担当者名：
メールアドレス：

様式第13　（付表１）

補助事業内容等

(1)事業実施内容（補助事業完了まで）

(2)事業の成果（今後期待される効果）

(3)事業の今後の展開（補助事業完了後）

様式第13　（付表２）

区分	機械装置等名称	取得年月	数量	取得価格（円）	備考
有形固定資産					
無形固定資産					

様式第13（付表3）　［(1)観光産業活性化重点支援事業］

事業区分を選択ください。（複数選択可）

□	ア）　面的連携による市内周遊促進事業
□	イ）　魅力的な体験コンテンツ・現地ツアーの造成事業
□	ウ）　魅力ある観光土産品の開発支援事業
□	エ）　満足度を向上させる受入環境整備事業
□	オ）　持続可能な地域づくりに資する事業

姫路市観光産業育成事業　(1) 観光産業活性化重点支援事業
支払経費明細書

	補助対象経費（交付決定事または変更申請時）								補助対象経費（実績値）					
	補助対象経費区分		委託外注先	積算明細			合計金額	内容（具体的に記載）	積算明細			金額（円）	差額（円）	実績内容
	事業区分	詳細費目		単価（円）※1	数量	単位			単価（円）※1	数量	単位			
1														
2														
3														
4												0		
5												0		
6												0		
7												0		
8												0		
9												0		
10												0		
11												0		
12												0		
交付決定時補助対象経費総額									補助対象経費（実績値）総額					

※原則として、消費税及び地方消費税相当額等仕入れ控除税額を減額して記入してください。　ただし、免税事業者及び簡易課税事業者は「消費税及び地方消費税相当額等仕入れ控除税額」を含めることが可能です。

様式第13（付表3）[(2) 快適観光施設改修事業]

事業区分を選択ください。(いずれかを選択)

□	ア） 高齢者・障害者等が快適に施設を利用できるバリアフリー化等
□	イ） 観光客受入のため外部からの裨益効果、満足度の向上によるリピーター創出、施設機能を高める改修・整備等

姫路市観光産業育成事業 (2) 快適観光施設改修事業
支払経費明細書

	補助対象経費(交付決定事または変更申請時)							補助対象経費(実績値)					
	補助対象経費区分 詳細費目	委託外注先	積算明細 単価(円) ※1	積算明細 数量	積算明細 単位	合計金額	内容(具体的に記載)	積算明細 単価(円)※1	積算明細 数量	積算明細 単位	金額(円)	差額(円)	実績内容
1													
2													
3													
4						0					0		
5						0					0		
6						0					0		
7						0					0		
8						0					0		
9						0					0		
10						0					0		
11						0					0		
12						0					0		
13						0					0		
交付決定時補助対象経費総額						0		補助対象経費(実績値)総額					

※原則として、消費税及び地方消費税相当額等仕入れ控除税額を減額して記入してください。　ただし、免税事業者及び簡易課税事業者は「消費税及び地方消費税相当額等仕入れ控除税額」を含めることが可能です。

様式第13　付表3　［（3）観光客誘客・広報宣伝事業］

事業区分を選択ください。（複数選択可）

□	ア）受入体制整備・おもてなし向上に資する事業
□	イ）外国人観光客受入環境整備に資する事業
□	ウ）観光商品開発・販路開拓に資する事業
□	エ）観光客誘客イベントの実施
□	オ）海外の旅行博、展示会、商談会等でのプロモーション

姫路市観光産業育成事業　（3）観光客誘客・広報宣伝事業
支払経費明細書

	補助対象経費（交付決定事または変更申請時）								補助対象経費（実績値）					
	補助対象経費区分		委託外注先	積算明細			合計金額	内容（具体的に記載）	積算明細			金額（円）	差額（円）	実績内容
	事業区分	詳細費目		単価（円）※1	数量	単位			単価（円）※1	数量	単位			
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
交付決定時補助対象経費総額									補助対象経費（実績値）総額					

※原則として、消費税及び地方消費税相当額等仕入れ控除税額を減額して記入してください。　ただし、免税事業者及び簡易課税事業者は「消費税及び地方消費税相当額等仕入れ控除税額」を含めることが可能です。

様式第 14（第 16 条関係）

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
理事長　齋木　俊治郎

姫路市観光産業育成事業　確定通知書

令和　年　月　　日付で完了実績報告のあった姫路市観光産業育成事業補助金については、交付要綱の規定に基づき書類審査等を行った結果、補助金の額が確定しましたので、下記のとおり通知いたします。

記

1．補助事業の名称
姫路市観光産業育成事業

2．補助金の額（要綱第 16 条による補助金の額の確定）

補助対象事業	区分	補助金の額

様式第15（第17条関係）

年　　月　　日

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
理　事　長　　殿

補助事業者
住　　所
代　表　者

姫路市観光産業育成事業　補助金請求書

年　　月　　日付をもって補助金確定の通知があった補助事業について、要綱の規定に基づき、下記の金額を請求いたします。

請求金額	円
銀　行　名	
支店・支所名	
預金種別	1．普通預金　　・　　2．当座預金
口座番号	
口座名義	(ﾌﾘｶﾞﾅ)

様式第16（第18条関係）

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
理事長　齋木　俊治郎

姫路市観光産業育成事業　補助金交付決定取消通知書

令和　年　月　　日付で交付決定のあった姫路市観光産業育成事業補助金については、交付要綱の規定に基づき下記のとおり通知いたします。

記

1　補助金額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円を取り消す。

2　事業に要するに経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助対象事業	区分	補助事業の経費	補助金の額

3　事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、別記のとおりとする。

（取消しの理由）

様式第17（第21条関係）

年　　月　　日

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
理　事　長　　殿

補助事業者
住　　所
代　表　者

姫路市観光産業育成事業　補助金財産処分承認申請書

令和　年　月　　日付で交付決定の通知あった補助事業により取得等した財産を下記のとおり処分したいので、申請します。

記

1　補助対象事業及び補助金の額

補助対象事業	区分	補助金の額

2　取得等財産の品目および取得年月日　　単位：円

取得等財産の品目	取得等年月日	取得等価格（税抜）	備　　考
計			

3　処分方法

4　処分理由

5　処分により得られる収入の見込み（処分することによる経費の支出については、－で別途表示）

金　　円

様式第18（第21条関係）

年　　月　　日

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
理　事　長　　殿

補助事業者
住　　所
代　表　者

姫路市観光産業育成事業 補助金財産移設承認申請書

令和　年　月　　日付で交付決定の通知あった補助事業により取得等した財産を下記のとおり移設したいので、申請します。

記

1 補助対象事業及び補助金の額

補助対象事業	区分	補助金の額

2 移設予定財産の品目　　単位：円

取得等財産の品目	取得等年月日	取得等価格（税抜）	備　考
計			

3 現在の設置場所

4 移設予定場所

5 移設予定年月日

7 移設理由

様式第19（第21条関係）

年　　月　　日

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
理　事　長　　殿

補助事業者
住　　所
代　表　者

姫路市観光産業育成事業　補助金財産処分結果報告書

令和　年　月　　日付で承認のあった財産を処分しましたので、下記のとおり報告します。

記

1　補助対象事業及び補助金の額

補助対象事業	区分	補助金の額

2　処分した財産の品目等　　単位：円

処分した財産の品目	処分した財産の価格	財産の処分に要した経費	処分年月日
計			

3　処分方法

4　処分理由

5　処分の事実を確認できる書類等　各２部
別添のとおり